

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象

令和4年1月～12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族（お子様など）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、令和4年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、令和4年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られておりますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。(令和4年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。)

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようきちんと納めましょう。

【お問い合わせ先】

住民生活課(☎033.3800)

ねんきん加入者ダイヤル

(☎0570.0003.004)

※ナビダイヤル

野焼きは法律で禁止されています

家庭ごみの野焼きは、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により禁止されています。違反した場合は5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処せられます。

野焼き禁止の例外として規定されているものには、農林漁業に関するやむを得ない焼却等があります。ただし煙や悪臭など、近隣の迷惑となるような焼却はやめましょう。

焼却によって大量の煙や臭いが発生すれば、近隣の生活環境に支障をきたし「近所で草木を燃やしていて煙たい」「洗濯物に臭いがついて困る」などの苦情の原因となる場合がございます。

田畑等でやむを得ず焼却をする場合は、

- ①煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度の量にとどめる
- ②風向きや強さ、時間帯を考慮する
- ③事前にご近所に日時等を説明

する

などご配慮をお願いします。みんなが協力して、快適な生活環境の維持に努めましょう。

【お問い合わせ先】

住民生活課(☎033.3800)

人権相談・行政相談・心配ごと相談合同相談所 開設のお知らせ

12月5日(月)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員、弁護士の方々です。

【お問い合わせ先】

日高町社会福祉協議会

(☎033.2751)

人権週間

12月4日～10日までの1週間

人権週間は、家庭で、職場で、学校で、家族と、みんなと人権を考える1週間です。

男女差別、障がい者差別、外国人差別、部落差別など、あらゆる差別や偏見をなくし、みんなが明るく暮らせる社会を作りたいものです。そのためには、わたしたち一人ひとりが、人権について正しく理解し、周りの人の人権を尊重する意識を持つことがとても大切です。

今一度、身近なことから人権を考えてみませんか。

人権のことについて相談のある方は、お近くの人権擁護委員・法務局・役場まで、お問い合わせください。

困りごと、心配ごとでお悩みの方へ

人権擁護委員か、下記の人権相談窓口までお気軽にお電話ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

◆受付 月曜日～金曜日
午前8時30分～午後5時15分
(12月29日～1月3日及び休日を除く)

◆面談による相談窓口

和歌山地方法務局御坊支局
(御坊市藪369-6)
(☎0738・22・0335)

◆電話による相談窓口

- ・子どもの人権110番
(☎0120・007・110)
- ・女性の人権ホットライン
(☎0570・070・810)
- ・みんなの人権110番
(☎0570・003・110)

【人権のついで】

■とき 令和4年12月4日(日)
午後1時～4時

■場所 御坊市民文化会館
大ホール

■内容

人権講演会等
「地上に平和を
人に笑顔を」
～笑いは世界の
共通語～

■申込み先

和歌山県日高振興局総務課
講師 笑福亭鶴笑氏
民課(☎0738・24・2936)

太陽福祉会から「資源回収」のお知らせ

社会福祉法人太陽福祉会「ワークステーションひだか」では、以下の日程で資源回収を行います。お手数ですが、右記指定の収集場所へお出ください。ワークステーションひだか(中紀地域職業訓練センター内)に直接お持ち頂いても結構です。

なお、ペットボトルにつきましては、プラスチックごみが深刻な海洋汚染につながると世界的に問題となり、流通がストップしたため、回収できなくなりました。ご理解、ご協力をお願いいたします。

●とき **12月11日(日)**
午前8時～午後1時
(小雨決行・9時より収集開始)

●収集物 新聞・雑誌(古書含む)
段ボール
アルミ缶・スチール缶

●収集場所(内原)

- ・池田公民館前
- ・東光寺公民館前
- ・内ノ畑公民館前
- ・旧農協原谷支所北
- ・小中作業所前
- ・高家北集会場前
- ・高家南集会場前
- ・萩原公民館前
- ・前川運輸第2車庫横
(坂中木工所三叉路付近)
- ・荊木公民館裏
- ・紀伊内原駅南駐車場

●収集場所(志賀)

- ・旧上志賀バス停付近
- ・大原橋付近
- ・志賀小北おろす橋東町有地
- ・下志賀コミュニティセンター
- ・川上重信氏宅三叉路付近
- ・谷口文化会館
- ・柏コミュニティセンター横



【お問い合わせ先】
社会福祉法人 太陽福祉会
ワークステーションひだか
(☎20・5179)

